

建設工事の入札保証について

1 入札保証に関する提出書及び必要な添付書類の提出

入札参加者は、入札保証に関する提出書（建設工事の入札保証に関する事務取扱要領別記様式第1号）に次の(1)から(5)に掲げるいずれかの書類を添付して提出又は電磁的方法であって、当該履行保証保険契約の相手方が定め、発注者が認めた措置により提出しなければならない。

（入札保証金の納付による場合）

(1) 指定金融機関等の領収印のある納入通知書(領収証書)の写し

入札保証に関する提出書等の提出期間の末日から7日（広島県の休日を定める条例（平成元年広島県条例第2号）第1条第1項の休日を除く。）前までに納記（広島県会計規則（昭和39年規則第29号）別記様式第36号の4。以下「納記」という。）を提出し、納入通知書の交付を受け、当該納入通知書により指定金融機関又は収納代理金融機関（株式会社ゆうちょ銀行を除く。）において見積金額の100分の5以上の入札保証金を払い込んで、納入通知書(領収証書)の交付を受けること。

（利付国債の提供の場合）

(2) 利付国債及び納記

利付国債を提供することを記した納記及び額面総額が見積金額の100分の5以上の利付国債であること。

（銀行等の保証の場合）

(3) 銀行等が交付する銀行等の保証に係る保証書

ア 保証人は、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条に規定する金融機関である銀行、信託会社、保険会社、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫、株式会社商工組合中央金庫、株式会社日本政策投資銀行、信用協同組合、農業共同組合、水産業協同組合又はその他の貯金の受入れを行う組合（以下「銀行等」という。）であること。

イ 保証書に落札者が契約を結ばないことによる損害金の支払を保証する旨の記載があること。

ウ 保証金額が入札参加者が見積る入札金額の100分の5以上であること。

エ 保証書の名宛人は契約担当職員であること。

オ 保証委託者が入札参加者であること。

カ 保証に係る工事の工事名が入札公告に記載の工事名と同一であること。

キ 保証期間が、書類の提出日から県が指定した日までを含むものであること。

ク 保証債務履行の請求の有効期間が、保証期間経過後6か月以上確保されていること。

ケ 銀行等の押印（印刷済みのものを含む。）があること。

（入札保証保険契約の場合）

(4) 保険会社が交付する入札保証保険契約に係る証券

ア 保険証券に入札保証保険の普通保険約款及び特約条項その他証券に記載したところにより保険契約を締結した旨の記載があること。

イ 保険金額が入札参加者が見積る入札金額の100分の5以上であること。

ウ 入札保証保険の被保険者が契約担当職員であること。

エ 保険契約者が入札参加者であること。

オ 保険契約に係る工事の工事名が入札公告に記載の工事名と同一であること。

カ 保険期間が、書類の提出日から県が指定した日までを含むものであること。

キ 保険会社の記名押印（印刷済みのものを含む。）があること。

（契約保証の予約の場合）

(5) 金融機関等が交付する契約保証の予約証書

ア 契約保証の予約を行う者は、銀行等又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社（以下「金融機関等」という。）であること。

イ 金融機関等と入札参加者である予約契約者との間で予約に係る工事について契約保証の予約を行った旨の記載があること。

ウ 契約保証の予約に係る契約希望金額が入札参加者が見積る入札金額以上又は保証金額が見積る入札金額の 100 分の 10 以上であること。ただし、低入札価格調査制度適用工事において、調査基準価格を下回る価格で入札をした者についての保証金額は、入札金額の 100 分の 30 以上でなければならない。

エ 契約保証予約の名宛人が契約担当職員であること。

オ 予約契約者が入札参加者であること。

カ 契約保証の予約に係る工事の工事名が入札公告に記載の工事名と同一であること。

キ 予約する契約保証が停止条件付契約保証でないこと。

ク 予約契約者が予約完結権を行使するに当たっていかなる留保も付されていないこと。

ケ 金融機関等の押印（印刷済みのものを含む。）があること。

2 入札保証金の納付がない場合又は不備がある場合の取扱い

次の(1)から(3)のいずれかに該当する場合は、入札に関する条件に違反したものとして、その入札を無効とする。

(1) 未納付であると認められる場合（未納付であると同視できる場合を含む。）

ア 期限までに入札保証金の納付等がない場合（期限までに 1 に規定する見積る入札保証に関する提出書及び必要な添付書類の提出が無い場合を含む。）

イ 入札保証金等の額が不足している場合（入札保証金の金額等（国債の額面総額、銀行等の保証に係る保証金額及び入札保証保険に係る保険金額を含む。）が見積る入札金額の 100 分の 5 に満たない場合又は契約保証の予約の契約希望金額が見積る入札金額に満たない場合若しくは保証金額が見積る入札金額の 100 分の 10 に満たない場合）

ウ 契約保証の予約に係る保証金額の増額変更を行わなかった場合（建設工事における低入札価格調査制度事務取扱要綱第 7 条第 1 項に定める調査の対象となった者が、別途定める期限までに、契約保証の予約に係る保証金額が入札金額（税込み）の 100 分の 30 以上となるよう、金融機関等の契約保証の予約に係る保証金額の増額変更を行わなかった場合）

エ 他の工事の入札保証金である場合

オ 入札保証金が特定できない場合

(2) 書類に不備があると認められる場合

ア 押印されていない場合

イ 入札保証（保険）金の記載が全くない場合

ウ 記載内容を満たしていない場合

エ 発注者名に誤りがある場合（軽微な誤記である場合を除く。）

オ 工事名に誤りがある場合（軽微な誤記である場合を除く。）

カ 納付業者名に誤りがある場合

(3) その他未納付又は書類に不備があると認められる場合